平成１９年（フ）第１０８６号
愛媛県松山市古川南３丁目１番14号
破産者　中田　研自
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第１１５号
秋田県大仙市刈和野字愛宕町31番地８
破産者　加藤　千尋
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２０年（フ）第５９１号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目404番地　早坂氏貸住宅２階
破産者　儀間　真二
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２０年（フ）第１８３１号
仙台市宮城野区鶴ヶ谷６丁目11番地　市営住宅５Ａ９棟10
破産者　菊池　和恵
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４４号
仙台市泉区歩坂町68番17号　セジュール37―205、開始決定時の住所宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜１丁目８番８号
破産者　吉岡　文夫
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第２７６号
宮城県栗原市金成梨崎仲道33番地１
破産者　阿部　　亘
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２０年（フ）第５９０号
石川県かほく市木津ハ24―８、住民票上の住所石川県白山市村井町1686番地３
破産者　黒沢　辰也
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１４６号
愛知県尾張旭市霞ケ丘町南264番地１　メゾン霞ケ丘101号、開始決定時の住所名古屋市千種区香流橋２丁目２番12号　ユーステージ香流壱番館703号
破産者　南　　諭
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８０９号
大阪府河内長野市南花台３―３　南花台団地第18号棟第408号室、開始決定時の住所大阪府松原市松ヶ丘４丁目24番８号
破産者　辻　　光男
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２７７号
堺市東区西野344―３　パイン北野田205号室、住民票上の住所和歌山市吐前937番地　エル林堂２―110
破産者　長坂　博文
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成１９年（フ）第２９号
兵庫県丹波市青垣町山垣1419番地２
破産者　足立二三二
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２０年（フ）第２７７号
鳥取県鳥取市北園２丁目43番地
破産者　竹中　浅男
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３５３号
鳥取県八頭郡八頭町下門尾195―１　メゾンエトワールＡ203、住民票上の住所鳥取県八頭郡八頭町隼福215番地
破産者　福田　正人
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留151番地５
破産者　横山　秀吉
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２１５２号
札幌市東区北34条東20丁目６番12号
破産者　浅利　重昭
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第５１１号
千葉県千葉市花見川区幕張町３丁目1115番地
破産者　岩原　安幸
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第５６８号
滋賀県高島市安曇川町川島339番地34
破産者　渡口　幸人
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部